

令和2年度 訪問相談について

目的：地域共生社会を目指して、理学療法士、管理栄養士、保健師、歯科衛生士等が在宅訪問し、相談を行うことで、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるように支援する。

内容：◇ 理学療法士…・身体機能や日常生活を評価し、在宅運動についての相談
・住宅改修、福祉用具、装具、介助方法等についての相談
・洲本市認知症予防健診の実施

※身体に触れての評価については、医師の意見書が必要になります。

◇ 管理栄養士…食事や栄養についての相談等

※場合によっては、医師の意見書が必要になります。

◇ 保健師…生活習慣病などの健康相談等

◇ 歯科衛生士…口腔ケア、義歯についての相談等

対象者：洲本市民で在宅暮らしをしている方

現在の在宅生活を維持またはより良いものにするために相談したい方

費用：無料

頻度：必要に応じて

訪問までの流れ：

電話または洲本市役所受付（本庁舎1F 介護福祉課 ⑤の窓口）にて
訪問内容や希望日をお聞きします



日程を調整して、ご連絡させていただきます

<お問い合わせ先>

洲本市役所 健康福祉部 介護福祉課 長寿支援係
電話 (0799) 26-0600